

大分市地域公共交通計画【本編】 ～新旧対照表～

旧

6-2-3 各公共交通やコミュニティバス等の位置付け・役割

本市は、JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線が結節する大分駅を中心市街地に有するとともに、関西や四国を結ぶフェリーや空港アクセスバス、九州各県等の各都市を結ぶ高速バスや県内幹線バスの発着地となっており、東九州の玄関口としての役割や大分市を含む圏域 5 市 1 町の大分都市圏の中核都市としての役割を有しています。

このような中、中心市街地を循環する「大分きゃんバス」、路線バスが休廃止された地域を運行する「路線バス代替交通」、公共交通の利用が不便な地域を運行する「ふれあい交通」などが路線バス等を補完しています。

なお、路線バスや路線バス代替交通、ふれあい交通の一部で地域間幹線系統確保維持費国庫補助金や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、運行を維持・確保している系統があります。

■位置付け・役割

位置付け	公共交通・事業	役割	確保・維持
広域幹線 (公共交通幹線軸)	鉄道	JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線の全 17 駅があり、市民の地域内交通だけでなく、都市拠点から市外への広域交通を担います。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。
地域内幹線 (公共交通幹線軸)	路線バス	大分駅を発着地として、市内並びに隣接市等の各拠点を運行します。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統※については、地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (拠点間連携軸)		市内各地域を運行し、軸となる幹線などと接続しており、本市の市内人口の 97.4％(P29「図 鉄道と路線バスの人口カバー状況の整理結果」参照) をカバーしています。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (地区拠点内移動)	ふれあい交通	市内の交通不便地域において、買い物や通院など日常生活における移動手段を担います。	交通事業者と連携した取組により、地域の方のニーズにあった運行を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	路線バス代替交通	路線バスが休廃止となった地域において代替交通を運行し、地域の生活交通を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	大分きゃんバス	JR 大分駅やまちなか、大分市美術館等の回遊性向上など、中心市街地における移動を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。

※市域をまたいで運行する地域間幹線系統の一部系統は、県等が策定する地域公共交通計画に位置付け、役割、必要性等が設定されており、それに基づき、地域公共交通確保維持事業を活用します。

新

6-2-3 各公共交通やコミュニティバス等の位置付け・役割

本市は、JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線が結節する大分駅を中心市街地に有するとともに、関西や四国を結ぶフェリーや空港アクセスバス、九州各県等の各都市を結ぶ高速バスや県内幹線バスの発着地となっており、東九州の玄関口としての役割や大分市を含む圏域 5 市 1 町の大分都市圏の中核都市としての役割を有しています。

このような中、中心市街地を循環する「大分きゃんバス」、路線バスが休廃止された地域を運行する「路線バス代替交通」、公共交通の利用が不便な地域を運行する「ふれあい交通」などが路線バス等を補完しています。

なお、路線バスや路線バス代替交通、ふれあい交通の一部で「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」及び「地域内観光フィーダー系統補助金」を活用し、運行を維持・確保している系統があります。

■位置付け・役割

位置付け	公共交通・事業	役割	確保・維持
広域幹線 (公共交通幹線軸)	鉄道	JR 日豊本線、豊肥本線、久大本線の全 17 駅があり、市民の地域内交通だけでなく、都市拠点から市外への広域交通を担います。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。
地域内幹線 (公共交通幹線軸)	路線バス	大分駅を発着地として、市内並びに隣接市等の各拠点を運行します。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統※については、地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (拠点間連携軸)		市内各地域を運行し、軸となる幹線などと接続しており、本市の市内人口の 97.4％(P29「図 鉄道と路線バスの人口カバー状況の整理結果」参照) をカバーしています。	交通事業者等関係者と適宜協議を実施し、今後の方針について検討します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー補助)及び観光振興事業（地域内観光フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
支線 (地区拠点内移動)	ふれあい交通	市内の交通不便地域において、買い物や通院など日常生活における移動手段を担います。	交通事業者と連携した取組により、地域の方のニーズにあった運行を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	路線バス代替交通	路線バスが休廃止となった地域において代替交通を運行し、地域の生活交通を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。一部系統については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	大分きゃんバス	JR 大分駅やまちなか、大分市美術館等の回遊性向上など、中心市街地における移動を担います。	交通事業者と連携して、一定以上の運行水準を確保します。

※市域をまたいで運行する地域間幹線系統の一部系統は、県等が策定する地域公共交通計画に位置付け、役割、必要性等が設定されており、それに基づき、地域公共交通確保維持事業を活用します。

P88

P88

旧

6-2-4 地域公共交通確保維持事業の必要性

本市における地域公共交通の基本理念、基本方針、あるべき姿を目指すためには、既存の公共交通を最大限活用するとともに、国庫補助を活用した事業を実施することにより、地域公共交通ネットワークを確保・維持する必要があります。国庫補助を活用した事業の必要性は以下のとおりです。

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用

- 路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- また、鉄道、路線バスがない交通不便地域において、市民等の買い物や通院、その他の外出を支える移動手段がなく、日常生活に支障をきたすおそれがある状況です。
- このため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通を運行することで、市民の移動手段の確保が必要です。

（追加）

■各事業における必要性

番号	事業名	必要性
1	路線バス（臼関線）	- 大分市と臼杵市を結ぶルートで主に佐賀関地域の市民の通勤や買い物、通院等の日常生活での移動を担っています。また、臼関線以外の路線バスはなく、欠かせない路線です。 - 一方で、過疎地域は特に人口減少や高齢化率が高く、採算性の確保が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
2	路線バス代替交通運行事業（杵原線、机張原線、中大山線、東八幡線）	- 八幡地域の市民の通勤や通学、買い物等の日常生活での移動を担っています。また、八幡地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 - 一方で、交通不便地域の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
3	ふれあい交通運行事業（一部ルート）	- 公共交通不便地域において、市民の買い物、通院、その他の外出機会など、日常生活での移動手段を担っています。また、不便地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 - 一方で、高齢者等の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

P89

新

6-2-4 国庫補助事業の必要性

本市における地域公共交通の基本理念、基本方針、あるべき姿を目指すためには、既存の公共交通を最大限活用するとともに、国庫補助を活用した事業を実施することにより、地域公共交通ネットワークを確保・維持する必要があります。国庫補助を活用した事業の必要性は以下のとおりです。

■地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の活用

- 路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- 鉄道、路線バスがない交通不便地域においては、市民等の買い物や通院、その他の外出を支える移動手段がなく、日常生活に支障をきたすおそれがある状況です。
- このため、地域公共交通確保維持事業を活用し、路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通により市民の移動手段を確保する必要があります。

■観光振興事業（地域内観光フィーダー系統補助）の活用

- 路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況です。
- また、地域住民の日常生活を支える生活交通の一部路線では、鉄道駅等の主要交通結節点と観光地域を結び、観光客の二次交通としての役割を担う路線があります。
- 自家用車を利用しない観光客や訪日外国人旅行者にとって、観光資源へのアクセス手段は限られており、路線バスが廃止されると観光地への移動に支障をきたすおそれがある状況です。
- このため、地域内観光フィーダー系統補助を活用し、生活交通としての役割に加え、観光の二次交通として市民及び観光客の移動手段を確保する必要があります。

■各事業における必要性

番号	事業名	必要性
1	路線バス（臼関線）	- 主に佐賀関地域の市民の通勤や買い物、通院等の移動を担う、日常生活に欠かせない路線です。また、佐賀関～臼杵駅間は、佐賀関地区と主要交通結節点である臼杵駅を結ぶ公共交通機関であり、観光客の移動手段としての役割も担っています。 - 一方、過疎地域は特に人口減少や高齢化率が高く、採算性の確保が難しく、交通事業者単独での路線の維持が困難な状況です。 - このため、佐賀関～下浦間を運行する系統については地域公共交通確保維持事業、佐賀関～臼杵駅間を運行する系統については観光振興事業により運行を確保・維持する必要があります。
2	路線バス代替交通運行事業（杵原線、机張原線、中大山線、東八幡線）	- 八幡地域の市民の通勤や通学、買い物等の日常生活での移動を担っています。また、八幡地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 - 一方で、交通不便地域の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
3	ふれあい交通運行事業（一部ルート）	- 公共交通不便地域において、市民の買い物、通院、その他の外出機会など、日常生活での移動手段を担っています。また、不便地域から最寄りの路線バス停留所まで接続しており、路線バスを補完する欠かせない事業です。 - 一方で、高齢者等の移動手段の確保等を目的としており、自治体や交通事業者の努力だけでは事業の維持は厳しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

P89

旧

〈別表〉

■路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和8年4月1日時点

路線バス、路線バス代替交通

系統名	運行経路		事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港ターミナル					
佐賀関線	大分駅～佐賀関					
鉄輪線	大分駅～鉄輪					
別大線	大分駅～関の江		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
臼関線	佐賀関～臼杵駅					
臼関線	佐賀関～下浦		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
その他系統（路線バス）	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだT ～三愛メディカル 等					
路線バス代替交通（のつはるコミュニティバス）	のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等		4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし
路線バス代替交通（やはたコミュニティバス）	柞原線	野稲田～ミスターマックス～生石一丁目 等	4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	フィーダー補助
	机張原線	新村～ミスターマックス～生石一丁目 等				
	中大山線	中大山～生石一丁目 等				
	東八幡線	東八幡～ミスターマックス～生石一丁目				
大分キャンパス	大分駅上野の森口～大分市美術館		4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし

新

〈別表〉

■路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和8年8月21日時点

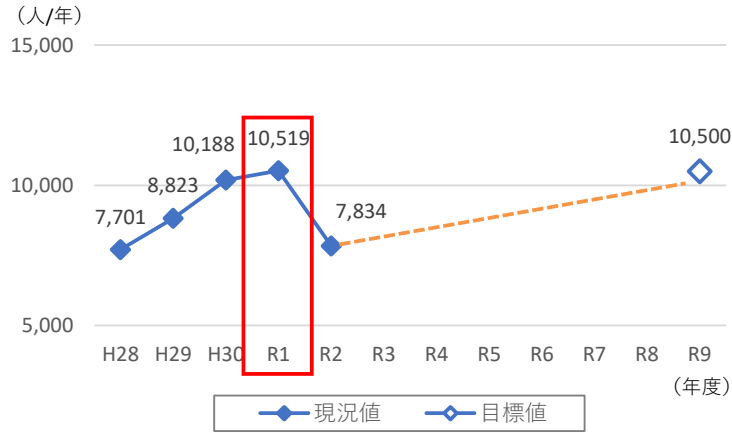
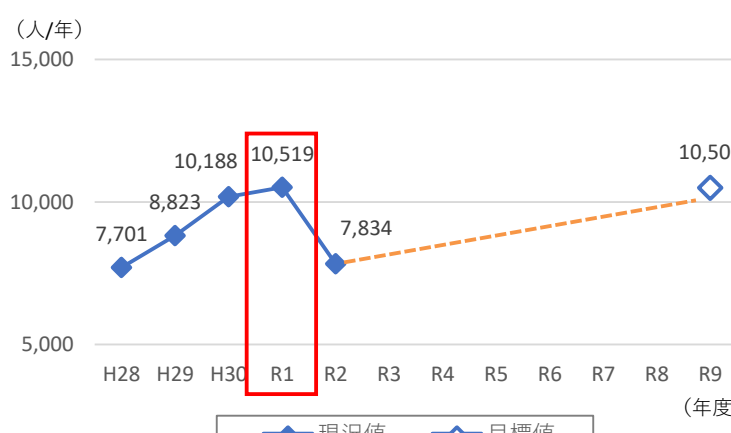
路線バス、路線バス代替交通

系統名	運行経路		事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港ターミナル					
佐賀関線	大分駅～佐賀関					
鉄輪線	大分駅～鉄輪					
別大線	大分駅～関の江		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	観光フィーダー補助
臼関線	佐賀関～臼杵駅					地域内フィーダー補助
臼関線	佐賀関～下浦		4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
その他系統（路線バス）	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだT ～三愛メディカル 等					
路線バス代替交通（のつはるコミュニティバス）	のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等		4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし
路線バス代替交通（やはたコミュニティバス）	柞原線	野稲田～ミスターマックス～生石一丁目 等	4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	地域内フィーダー補助
	机張原線	新村～ミスターマックス～生石一丁目 等				
	中大山線	中大山～生石一丁目 等				
	東八幡線	東八幡～ミスターマックス～生石一丁目				
大分キャンパス	大分駅上野の森口～大分市美術館		4条乗合	路線定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし

P121

P121

ふれあい交通						ふれあい交通					
系統名（ルート）	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用	系統名（ルート）	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者 に委託）	フィーダー補助	赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者 に委託）	地域内 フィーダー補助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停					檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	黒岩～平原橋～戸次バス停					弓立 他2	黒岩～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～中町停留所～戸次バス停					中野	中野停留所～中町停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～新鮮市場～野津原支所					上石合	屋形木～新鮮市場～野津原支所				
入蔵	グループホーム館奥～新鮮市場～野津原バス停					入蔵	グループホーム館奥～新鮮市場～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂ノ市駅バス停					市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂ノ市駅バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂ノ市駅バス停					延命寺	栗熊～延命寺入口～坂ノ市駅バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停					一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～TOTO 北～坂ノ市駅バス停					屋山	屋山団地～TOTO 北～坂ノ市駅バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂ノ市駅バス停					折立	折立上～殿下橋～坂ノ市駅バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂ノ市駅バス停					道尻	タブの木～下道尻橋～坂ノ市駅バス停				
上白木	13 組～御幸～生石一丁目バス停					上白木	13 組～御幸～生石一丁目バス停				
木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停					木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停					大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停					大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停				
河内	明谷橋～河内公民館～河内入口バス停	河内	明谷橋～河内公民館～河内入口バス停								
緑ヶ丘・辛幸 2 区	辛幸 2 区公民館～緑ヶ丘公民館～古宮バス停	緑ヶ丘・辛幸 2 区	辛幸 2 区公民館～緑ヶ丘公民館～古宮バス停								
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者 に委託）	なし	端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者 に委託）	なし
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停					大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停					旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
摺	丹生山～新鮮市場～野津原支所					摺	丹生山～新鮮市場～野津原支所				
朝海	朝海～新鮮市場～野津原支所					朝海	朝海～新鮮市場～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～新鮮市場～野津原支所					高沢	杵ヶ原～新鮮市場～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福成寺前バス停～新鮮市場					舟ヶ平	舟ヶ平～福成寺前バス停～新鮮市場				
畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停					畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停					家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停					葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停					堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停					広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～田中北バス停					庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～田中北バス停				
望みが丘	34 街区中央～南新町～北公園前バス停					望みが丘	34 街区中央～南新町～北公園前バス停				
曙台	城原東～リブホール大在～浜入口バス停					曙台	城原東～リブホール大在～浜入口バス停				
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停					福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停				
曲・芳河原	上富岡～曲公民館～光吉入口バス停	曲・芳河原	上富岡～曲公民館～光吉入口バス停								
P122						P122					

旧	新
＜巻末資料＞ ■ 目標値の算出根拠 ● フィーダー補助系統（路線バス）の利用者数 ・ 目標値は、現状維持を目指し、7,017 人/年とする。 【対象フィーダー補助系統】 ・ 臼関線（佐賀関～臼杵駅） ・ 臼関線（佐賀関～下浦） ※数値の算出は、補助金にあわせ前年 10 月～9 月とする ● 路線バス代替交通利用者数 ・ 目標値は、現状維持を目指し、25,594 人/年とする。 【対象代替交通】 ・ のつはるコミュニティバス ・ やはたコミュニティバス（フィーダー補助系統） 現況値の数値について ・ のつはる（8,200 人/年） 2020（令和 2）年 10 月からの運行のため、現況値は、2020（令和 2）年 10 月～2021（令和 3）年 9 月の数値を採用し、令和 3 年度は、2021（令和 3）年 4 月～2022（令和 4）年 3 月までの数値を実績値として取り扱う ・ やはた（17,394 人/年） 1 便あたり 2 名以上の乗車を目標として算出。 ● ふれあい交通の利用者数 ・ 目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。  図 ふれあい交通の利用者数（人/年）	＜巻末資料＞ ■ 目標値の算出根拠 ● フィーダー補助系統（路線バス）の利用者数 ・ 目標値は、現状維持を目指し、7,017 人/年とする。 【対象フィーダー補助系統】 ■ 地域内フィーダー ・ 臼関線（佐賀関～下浦） ■ 地域内観光フィーダー ・ 臼関線（佐賀関～臼杵駅） ※数値の算出は、補助金にあわせ前年 10 月～9 月とする ※目標値は、地域内フィーダー及び地域内観光フィーダーの合計とする ● 路線バス代替交通利用者数 ・ 目標値は、現状維持を目指し、25,594 人/年とする。 【対象代替交通】 ・ のつはるコミュニティバス ・ やはたコミュニティバス（地域内フィーダー） 現況値の数値について ・ のつはる（8,200 人/年） 2020（令和 2）年 10 月からの運行のため、現況値は、2020（令和 2）年 10 月～2021（令和 3）年 9 月の数値を採用し、令和 3 年度は、2021（令和 3）年 4 月～2022（令和 4）年 3 月までの数値を実績値として取り扱う ・ やはた（17,394 人/年） 1 便あたり 2 名以上の乗車を目標として算出。 ● ふれあい交通の利用者数 ・ 目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。  図 ふれあい交通の利用者数（人/年）

旧	新
● 公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統） ・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、35%とする。 【対象フィーダー補助系統】 ・臼関線（2 系統） ※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う ● 公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業） ・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、343,000 千円/年とする。 決算ベース 対象事業 中心市街地循環型バス運行事業 ふれあい交通運行事業 路線バス代替交通運行事業 交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P＆R） 交通結節機能施設等管理運営業務 生活交通確保維持事業（フィーダー補助） 低床バス車両購入費補助事業 交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通） 長寿応援バス事業 公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ） ※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出 ● 全バス車両に占める低床バス車両の割合 ・目標値は、バリアフリー法を参考に 80%以上とする。 【低床バス車両】 ・全車両（R2）：202 台 ・低床バス車両（R2）：66.3%（134 台） ・低床バス車両（目標値）：80%以上 ※低床バス車両：BF 法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む ● 全タクシー車両に占める UD タクシーの割合 ・目標値は、バリアフリー法を参考に 25%以上とする。 【バリアフリー法の基本方針】 ・2020(令和 2)年 11 月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UD タクシー車両台数の導入目標を全国 9 万台に上方修正しただけでなく、UD タクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約 25%を UD タクシーにするという目標を新たに設定しました。	● 公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統） ・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、35%とする。 【対象フィーダー補助系統】 ■ 地域内フィーダー ・臼関線（佐賀関～下浦） ■ 地域内観光フィーダー ・臼関線（佐賀関～臼杵駅） ※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う ※目標値は、地域内フィーダー及び地域内観光フィーダーの合計とする ● 公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業） ・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、343,000 千円/年とする。 決算ベース 対象事業 中心市街地循環型バス運行事業 ふれあい交通運行事業 路線バス代替交通運行事業 交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P＆R） 交通結節機能施設等管理運営業務 生活交通確保維持事業（フィーダー補助） 低床バス車両購入費補助事業 交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通） 長寿応援バス事業 公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ） ※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出 ● 全バス車両に占める低床バス車両の割合 ・目標値は、バリアフリー法を参考に 80%以上とする。 【低床バス車両】 ・全車両（R2）：202 台 ・低床バス車両（R2）：66.3%（134 台） ・低床バス車両（目標値）：80%以上 ※低床バス車両：BF 法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む ● 全タクシー車両に占める UD タクシーの割合 ・目標値は、バリアフリー法を参考に 25%以上とする。 【バリアフリー法の基本方針】 ・2020(令和 2)年 11 月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UD タクシー車両台数の導入目標を全国 9 万台に上方修正しただけでなく、UD タクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約 25%を UD タクシーにするという目標を新たに設定しました。
P133	P133